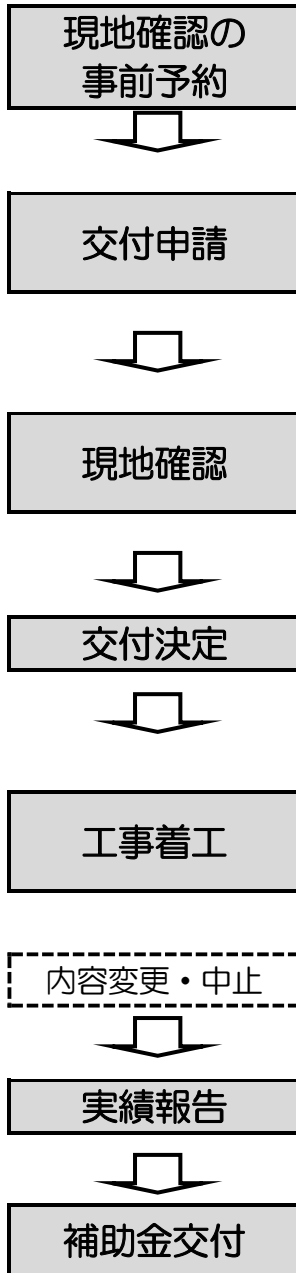


「被災住宅敷地復旧補助金」に関するお問い合わせ（Q&A）

No.	ご質問（Q）	回答（A）
手続き関係		
1	<p>（保険の併用） 保険金が支払われる場合は、補助を受けることはできますか？</p>	<p>併用は可能です。 ただし、保険金（補償、給付等）の支払い金額に影響（減額）される場合がありますので、加入保険の契約内容をご確認ください。</p>
2	<p>（申請者） 申請者は、だれになりますか？</p>	<p>住宅敷地の居住者又は管理者で、復旧工事を行う方です。借地の場合は、土地所有者の承諾が必要です。 交付申請書は、施工業者が代理として窓口に持参いただいても結構です。 ※事業所は、対象外です。</p>
3	<p>（市の現地確認） 市の現地確認による「必要と判断した住宅敷地」とはどのようなものですか？</p>	<p>今回の能登半島地震により「造成ブロックや屋外舗装」に亀裂等が発生・拡大したり、崩壊した箇所を確認し、復旧する必要性を判断します。 申請書の「現地確認日」欄は、市で記入します。</p>
4	<p>（罹災証明書等の添付） 罹災証明書の添付は必要ですか？</p>	<p>罹災証明書及び被災届出証明書の添付は不要ですが、No.3のとおり、市（建設課）の現地確認を行います。</p>
5	<p>（交付決定前の着手） 申請書を提出すれば、交付決定を待たずに工事してよろしいですか？</p>	<p>原則、交付決定後に工事着手となりますが、緊急を要しますので、交付決定前（交付申請後）又は交付申請前に工事着手したのもも補助対象です。 申請書の「事業着手」欄に記入してください。 ※必ず、工事着手前に工事箇所の写真を撮影してください。</p>
6	<p>（内容変更） 申請時から工事内容や工事金額が変更する場合は、どうなりますか？</p>	<p>内容が変更になる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。※軽微な変更は省略可。 申請された工事内容の実績に応じて補助金交付します。交付決定後、実績に応じて減額になる場合があります。</p>
7	<p>（工事の中止） 補助金交付決定後、工事を中止する場合は、どうなりますか？</p>	<p>工事を中止する場合は、「事業中止届」を提出してください。</p>
8	<p>（工事写真） 工事写真は、どの程度必要ですか？</p>	<p>工事写真は、工事内容が申請書や見積書どおりに行われたかを確認するために使用します。工事箇所について、すべての写真を添付してください。 実績報告書に添付する際は、できる限り写真を「施工前」と「施工後」を並列して作成してください。</p>
9	<p>（交付決定の時期） 交付決定はいつ頃ですか？</p>	<p>申請内容を確認し、現地確認後（被災状況）に交付決定となります。 申請書提出から約2週間を目安としてください。</p>
10	<p>（補助金の支払い） 補助金は、いつ頃に交付されますか？</p>	<p>工事完了後に実績報告書を提出いただき、内容確認後に指定口座に振込みいたします。約1か月を目安としてください。 なお、振込先は申請者の本人口座に限りませんので、直接、業者等への支払いはできません。</p>

施工業者		
11	(業者) 市内に店舗がある業者であればどこでもよいですか？	市内に本社（本店）又は支社（支店）を有する施工業者が対象です。 市内に店舗があれば必ず対象となるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。
12	(業者の紹介) どの業者に依頼するのがよいか分からない。業者を紹介してもらえますか？	お知り合いの建設業者や自宅を建築された工務店等にご相談いただくか、「新潟県建設業協会糸魚川支部」に市内業者をご相談ください。 【連絡先】新潟県建設業協会糸魚川支部 住所 〒941-0052 糸魚川市南押上 3-3-36 電話 025-552-1210（担当：サイトウ）
13	(業者の変更) 申請時に計画していた施工業者から他の業者に変更は可能ですか？	やむを得ない理由で施工業者が変更となる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。
対象工事等		
14	(工事中、工事済) 工事中（工事済）ですが、申請できますか？	No.5 のとおり
15	(住宅と店舗) 店舗併用住宅の場合、補助対象となりますか？	住居部分に居住している場合は、補助対象です。
16	(複数の住宅敷地) 複数の住宅敷地を補修する場合は、それぞれ補助対象となりますか？	複数の住宅敷地を所有（管理）している場合は、それぞれが補助対象となります。ただし、同一の住宅敷地において、補助金交付は1回です。
17	(空き家) 空き家の敷地は、対象になりますか？	補助対象です。
18	(空き地、更地) 空き地、更地の敷地は、対象になりますか？	隣接に道路や家屋がある住宅敷地は、補助対象です。
19	(貸し駐車場) 貸し駐車場の敷地は、対象になりますか？	対象外です。
20	(アパート、マンション、借家) 賃貸契約を結んでいる住宅（アパート、マンション、借家）の敷地は対象になりますか？	対象外です。
21	(個人・直営施工の材料費) 個人（直営）で補修する予定ですが、その材料費などは、補助対象となりますか？	市内業者による復旧工事が対象です。申請者が直営施工する場合は、対象外です。
22	(法面が土羽の場合) 法面（斜面）が土羽（盛土、切土）の場合は、補助対象となりますか？	住宅敷地の土台となる法面は、補助対象です。背後等の法面（敷地より高い傾斜地）は、対象外です。
23	(屋外舗装) 住宅敷地内の車庫、カーポート、倉庫等の床の補修は、補助対象となりますか？	建築物の床の補修は、補助対象外です。

手続きの流れ（申請から交付まで）



※必ず、工事着手前に市からの現地確認を受けてください。

- 現地確認後、判断結果をお知らせします。

◆申請者は、「補助金交付申請書兼同意書」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。

※必ず、工事着手前に工事箇所の写真を撮影してください。

- 交付決定前に工事を行う必要がある場合は、「補助金交付申請書兼同意書」内の「事業着手」欄の記入を行ってください。

- 能登半島地震により「造成ブロックや屋外舗装」に亀裂等が発生・拡大したり、崩壊した箇所を確認し、復旧する必要性を判断します。

◆申請者は、糸魚川市建設課に現地確認の申込を行ってください。（「被災建築物及び宅地応急危険度判定調査」を受けている場合は、現地確認不要です。※罹災証明書のための家屋調査とは異なります。）

- 書類審査後、補助金交付の可否を決定し、通知いたします。

申請書提出から約2週間を目安としています。

- 実績報告の際、施工中の写真が必要となりますので、撮り忘れにご注意ください。

- 原則、交付決定後に工事着手となりますが、緊急を要しますので、交付決定前（交付申請後）又は交付申請前に工事着手したのも補助対象です。申請書の「事業着手」欄に記入してください。

※必ず、工事着手前に工事箇所の写真を撮影してください。

◆内容変更の場合は「変更承認申請書」、中止する場合は「中止届」に必要事項を記載のうえ、提出してください。

◆事業完了後、速やかに（事業完了後1か月以内）実績報告書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。

- 書類審査後、1か月程度で指定口座に振り込みいたします。

